

二宮町地域における小学校就学前の子どもを対象とした多様な集団活動事業の利用支援事業実施要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号。以下「法」という。）第59条第4号の規定に基づく地域子ども・子育て支援事業として、小学校就学前の子どもを対象とした多様な集団活動事業を利用する幼児にかかる利用料に関する支援を行い、保護者の経済的負担の軽減を図るため、本町が実施する二宮町地域における小学校就学前の子どもを対象とした多様な集団活動事業の利用支援事業給付金（以下「給付金」という。）を交付することについて、二宮町補助金交付規則（平成30年二宮町規則第3号）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 対象施設等 満3歳以上の小学校就学前の在園する全ての幼児を対象として集団活動を提供している、標準的な開所時間が概ね1日4時間以上8時間未満、週5日以上、年間39週以上である施設等で、別表に定める基準（以下「基準」という。）を満たし、次に掲げる施設等ではないもののうち、第4条に規定する町長の決定を受けたものをいう。
 - ア 法第7条第10項第4号ハに規定する政令で定める施設
 - イ 法第27条第1項に規定する特定教育・保育施設
 - ウ 法第29条第1項に規定する特定地域型保育事業者
 - エ 法第30条の11第1項に規定する特定子ども・子育て支援施設等（法第30条の2に規定する子育てのための施設等利用給付を受給している満3歳以上の小学校就学前の幼児の数が、当該施設等を利用する満3歳以上の小学校就学前の幼児の数の概ね半数を超えない施設等は除く。）
- (2) 利用料 対象施設等に在籍する全ての幼児に対して提供する集団活動に対して、対象施設等が保護者から徴収する利用料であって、入園料、施設整備費、延長利用又は預かり保育の利用料及び実費徴収費（食材費、通園費など対象施設等において提供される便宜に要する費用をいう。）の類ではないものをいう。

(3) 対象幼児 本町の住民のうち、対象施設等を概ね1日4時間以上8時間未満、週5日以上、年間39週以上利用し、当該利用日の属する月の初日に在籍している者であって、次のいずれにも該当しない満3歳以上の小学校就学前の幼児をいう。

ア 法第11条に規定する子どものための教育・保育給付を受けている者

イ 法第30条の2に規定する子育てのための施設等利用給付を受けている者

ウ 法第59条の2に規定する企業主導型保育事業を利用している者

(4) 集団指導 本町が対象施設等の事業者を一定の場所に集めて、講習等の方法により指導を行うことをいう。

(基準適合審査の申請)

第3条 本事業の対象施設等として町長の決定を受けようとする施設等の事業者は、二宮町地域における小学校就学前の子どもを対象とした多様な集団活動事業の利用支援事業対象施設等基準適合審査申請書(第1号様式。以下「適合審査申請書」という。)に關係書類を添えて、町長に提出しなければならない。

(対象施設等の決定)

第4条 町長は、前条に規定する適合審査申請書の提出があったときは、その内容を審査し、対象施設等として決定をしたときは二宮町地域における小学校就学前の子どもを対象とした多様な集団活動事業の利用支援事業対象施設等決定通知書(第2号様式。以下、「決定通知書」という。)により、申請を却下したときは二宮町地域における小学校就学前の子どもを対象とした多様な集団活動事業の利用支援事業基準適合審査申請却下通知書(第3号様式)により、申請を行った事業者に通知するものとする。ただし、対象施設等として決定した日以降、決定通知書の給付基準月額に変更がある場合は、変更が生じる当該年度以前3年分の利用料金がわかる書類を提出し、町長は再度審査を行うものとする。

(対象施設等の決定の取消し)

第5条 町長は、対象施設等が偽りその他不正な手段により前条に規定する対象施設等の決定を受けたと認めるときは、対象施設等の決定を取り消すことができる。

(対象費用)

第6条 給付金の対象となる費用は、対象幼児の保護者が対象施設等に支払う利用料とする。

(給付基準月額)

第7条 対象幼児1人当たりの給付基準月額は2万円とする。ただし、本事業の対象施設等として決定した日の属する年度の前年度以前3か年の平均月額利用料（10円未満の端数がある場合は切り捨て。）が2万円を下回る対象施設等を利用する幼児については、当該平均月額利用料とする。

（給付金の額）

第8条 給付金の額は、対象幼児の保護者が現に対象施設等に支払った月額の利用料と給付基準月額のいずれか少ない額に利用月数を乗じた額とする。

（給付金の支給申請等及び申請期限）

第9条 給付金の支給を受けようとする対象幼児の保護者は、二宮町地域における小学校就学前の子どもを対象とした多様な集団活動事業の利用支援事業支給申請書（第4号様式。以下「支給申請書」という。）に利用料を払ったことを証明する書類及び給付金の振込先の口座情報がわかるものを添えて、町長が定める日までに、町長に提出しなければならない。ただし、利用料を支払ったことを証明する書類は、対象施設等が利用料の領収を証明する書類を町長に提出することをもって、これに代えることができる。

2 対象施設等は町長が定める日までに、月毎の在籍名簿（第5号様式）を町長に提出しなければならない。

（支給決定等）

第10条 町長は、前条に規定する支給申請書の提出があったときは、その内容を審査し、給付金を支給することを決定したときは二宮町地域における小学校就学前の子どもを対象とした多様な集団活動事業の利用支援事業支給決定兼支払通知書（第6号様式）により、支給しないことを決定したときは二宮町地域における小学校就学前の子どもを対象とした多様な集団活動事業の利用支援事業支給申請却下通知書（第7号様式）により、対象幼児の保護者に通知するものとする。

（支給の方法）

第11条 給付金は、対象幼児の保護者から指定された金融機関の口座へ、本町から直接振り込むことにより支給するものとする。

（支給決定の取消し）

第12条 町長は、対象幼児の保護者又は対象施設等が行った偽りその他不正な手段により、対象幼児の保護者が給付金の支給決定を受けたと認めるときは、支給決定を取り消すことができる。

2 町長は、前項の規定により支給決定を取り消したときは、二宮町地域における小学校就学前の子どもを対象とした多様な集団活動事業の利用支援事業支給決定取消通知書（第8号様式）により対象幼児の保護者に通知するものとする。

(給付金の返還)

第13条 町長は、前条の規定により給付金の支給決定を取り消した場合において、当該取消しに係る給付金が既に支給されているときは、対象幼児の保護者に対し、当該給付金の全部又は一部の返還を求めることができる。

(関係書類の整備)

第14条 対象施設等は、本事業に係る帳簿及び関係書類を整備するとともに、本事業の完了した日の属する年度の翌年度から起算して5年間保管しなければならない。

(給付金に関する報告等)

第15条 町長は、給付金の支給に関し必要があると認めるときは、給付金の支給決定を受けた対象幼児の保護者又は対象施設等に対し報告を求め、または調査することができる。

(指導・監査)

第16条 町長は、対象施設等に基準を遵守させるとともに、適正な給付金の支給を実施する観点から必要があるときは、対象施設等に対して本要綱に定める内容等を周知し徹底させるために、集団指導を実施することができる。

2 町長は、特に必要と認める場合は、実地により個別に指導又は施設等の監査を行うことができる。

(委任)

第17条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和6年4月1日から施行する。

この要綱は、令和7年4月1日から施行する。